

入間市 協働ガイドライン

《改訂版》

～ 協働でともに進めるまちづくり ～



平成28年1月

入間市

■ 入間市協働ガイドライン ■

協働ガイドラインの改訂にあたって	1
第1章 協働ガイドラインとは	
1 協働ガイドラインの目的	1
2 協働ガイドラインの位置づけ	2
3 協働ガイドラインの対象	3
第2章 協働とは何か	
1 協働の概念	4
2 協働の目的と効果	4
3 協働の原則	5
4 協働の形態	6
第3章 協働の現状と課題	
1 協働意識の現状と課題	7
(1) 協働意識の現状	
(2) 協働意識の向上に関する課題	
2 協働事業の現状と課題	8
第4章 入間市の目指す協働	
1 協働基本方針	10
2 市民と市、ともに目指す協働	10
(1) 基本的な事項	
(2) 市民の進める協働	
(3) 市の進める協働	
3 協働推進の施策大綱	11
(1) 協働意識の高揚	
(2) 協働推進の環境整備	
(3) 協働推進体制の整備	
第5章 協働を推進するための取り組み	
1 協働意識の高揚	12
(1) 協働によるまちづくりを進める職員の養成（2つを1つに集約）	
(2) 市民の学習機会の充実	
2 協働推進の環境整備	13
(1) 市民提案型協働事業の推進（新規）	
(2) 協働の場の確保	
(3) まちづくりの人材育成	
(4) 情報の公開と共有	
3 協働推進体制の整備	14
(1) 市の総合窓口の設置	
(2) 市役所内の連携体制の確立	
(3) 中間支援組織	
おわりに	16
参考資料	
(1) 元気な入間都市宣言	17
(2) 元気な入間まちづくり基本条例	18

協働ガイドラインの改訂にあたって

入間市では、これまで、自治会をはじめとする地域単位の団体や自発的な志をもった市民活動団体と市が協働して「まちづくり」が行われてきました。

平成20年に協働ガイドラインが策定された後は、市民活動の促進と協働を支えるNPO法人まちづくりサポートネット元気な入間が積極的に中間支援活動を行ったことにより、協働を進めていく環境は整備されてきました。平成22年には「市民提案型協働事業」がスタートするなど、これまでに様々な分野で市民と市による「協働」が実践され、協働についてお互い貴重な経験をすることができました。しかし、このように協働が進んだことにより、行政や中間支援組織のコーディネート機能の強化が求められるなど、新たな課題も明らかになってきました。

また、少子高齢化、国際化、情報通信技術の発達など社会情勢が急速に変化する中で、市民が市に求めるサービス内容も多種多様になっています。今後は健康福祉、子育て、防災・防犯、環境問題など市民生活に直結する課題について、これまで市が提供してきた画一的なサービスを見直し、市民自らが取り組み、柔軟に対応していけるサービスの提供体制を構築することが求められています。

これを実現するためには、自治会やボランティア団体、NPOなどの市民活動団体等と市が連携し、それぞれの特性を活かし、自分たちの知恵と工夫で住みやすいまちをつくっていくとする姿勢も引き続き必要となります。

今回の改訂は、協働が進むにつれて見えてきた課題への対応を新たに追加するなどの見直しを行うことにより、ガイドラインの内容を補強しました。本市では、このガイドラインに基づき市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していきます。

第1章 協働ガイドラインとは

1 協働ガイドラインの目的

協働ガイドラインは、市民と市が協働のまちづくりを進めるにあたって、互いの認識を共有化し、相互の関係や役割を理解して取り組むことを目的に策定しています。

市民と市の協働のまちづくりを進めるために、現在の入間市のまちづくりを点検し、「市民が主役のまちづくり」の実現に向けた基本的な方向性と、具体的な手法としての取り組みや環境の整備方針を示すものです。

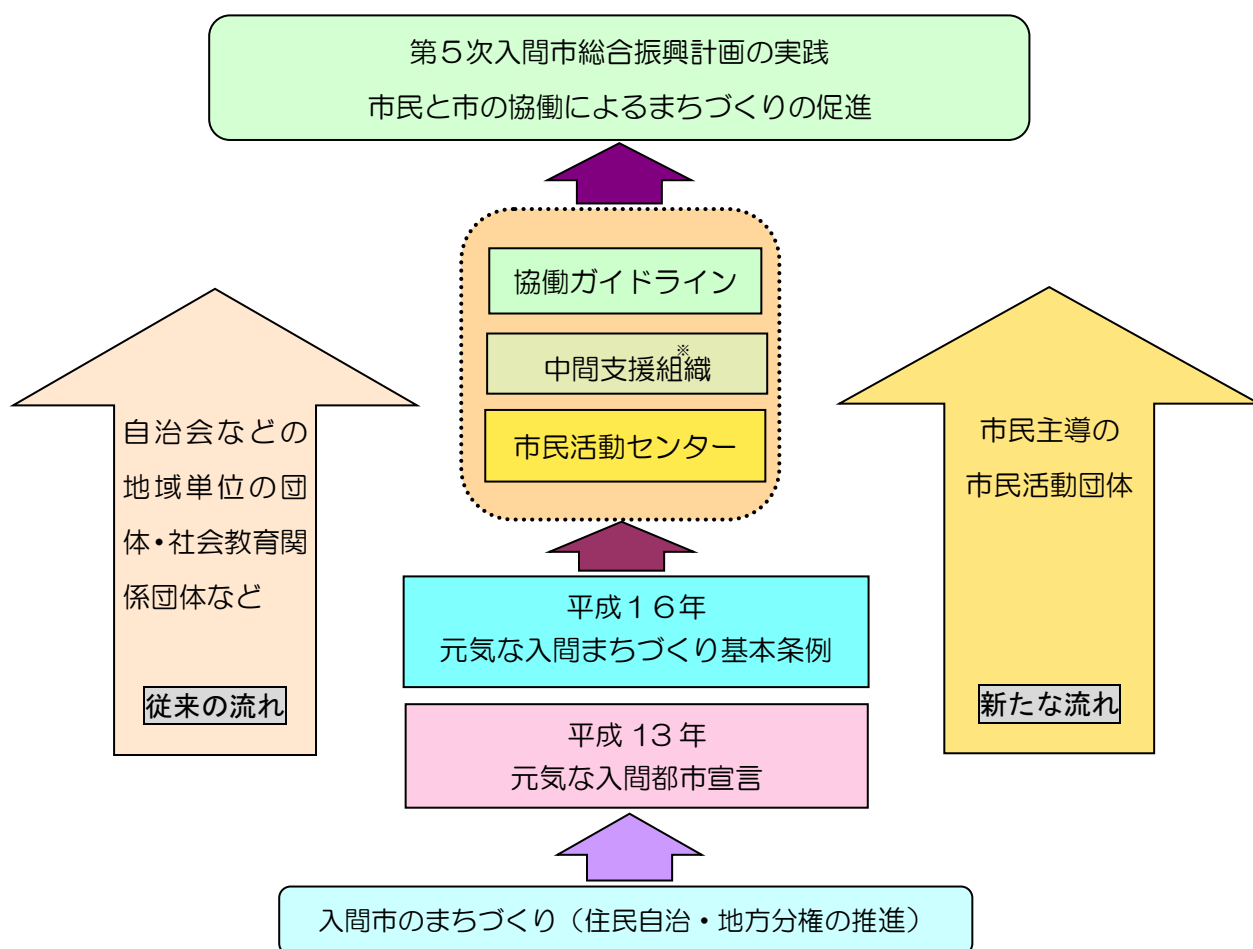
2 協働ガイドラインの位置づけ

入間市のまちづくりの基本理念は、市制施行35周年に行われた「元気な入間都市宣言」（平成13年実施）、その後に制定された「元気な入間まちづくり基本条例」（平成16年施行）に、「市民と市が協働して『元気な入間』という新しい価値を創造していくこと」と示されています。

この「元気な入間まちづくり基本条例」第7条では、市民と市の協働の環境づくりを規定し、さらに入間市のまちづくりの指針である「第5次入間市総合振興計画（前期基本計画）」では、「元気な入間」のまちづくりを効果的に推進するため、市民の参画と協働及び市民活動を促進する行政体制を整備し、そのシステムを確立する、と記載されています。

このようなことから、協働ガイドラインは市民、市民活動団体、事業者等、そして市が互いに知恵を出し合い、公共の課題を発見・共有し、解決していくシステムとして位置づけます。

【図1】協働ガイドラインの位置づけ



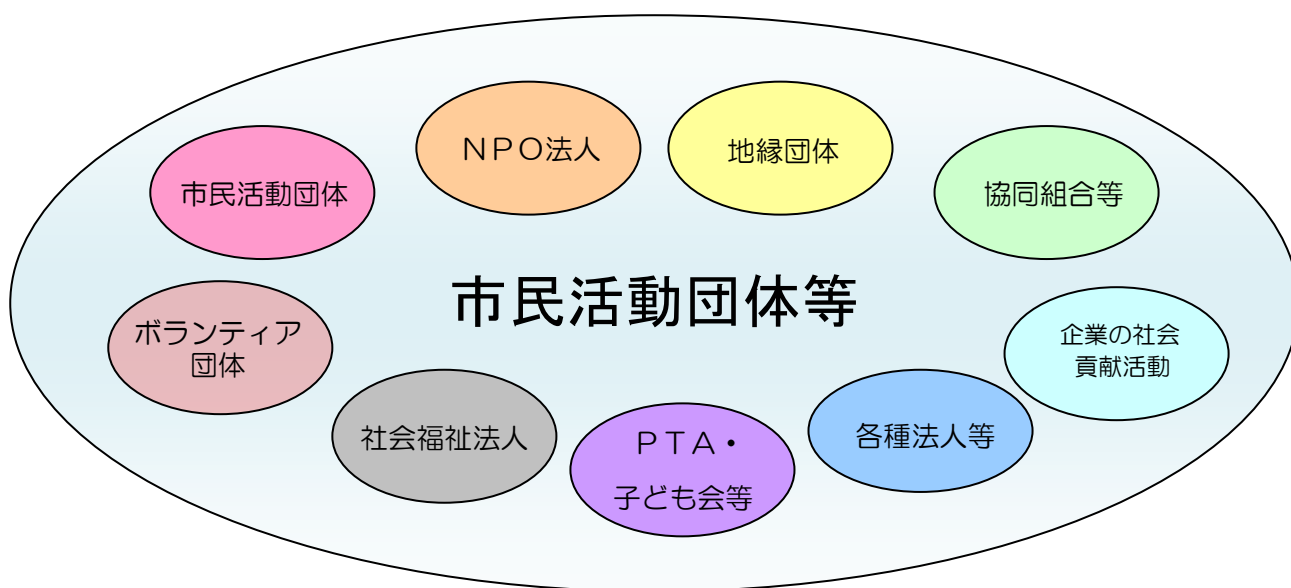
※ 中間支援組織＝市民活動団体等と行政の間をつなぐ中間的な支援活動を行う組織。

市民や市民活動団体等に向けた相談や講座等の各種事業や団体のサポートを行う。

3 協働ガイドラインの対象

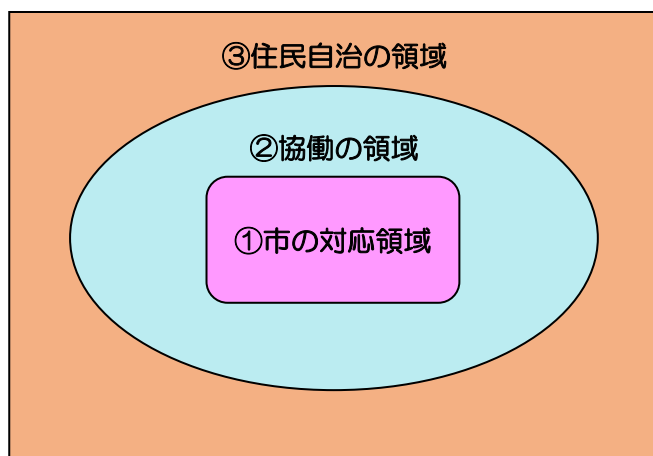
協働ガイドラインの対象は、元気な人間づくりを実践している全ての市民活動団体、社会貢献活動団体、各種団体（以下、総称して「市民活動団体等」という）（図2）と市です。

【図2】入間市における「市民活動団体等」とは



また、対象となる事業は、法令等に基づいて市が責任を持って対応しなければならない事業以外で、まちづくりに向けて市民活動団体等と市が互いの特性を活かし、役割を分担しながら取り組む領域の事業を指します。互いの協議により進めていく、新たな領域とした事業です。（図3）

【図3】協働の領域の区分図



①市の対応領域

法令に基づく事業、全国共通で実施

②協働の領域

進め方、内容、役割を協議で決定

③住民自治の領域

住民自らが実践

第2章 協働とは何か

1 協働の概念

一般に協働とは、複数の主体が同じ目標に向かってともに力を合わせて活動することを行います。ここでは市民と市が自分たちの知恵と工夫で住みよいまちをつくるという目的を共有し、互いの立場や特性を活かしながら、協力して取り組むことを指します。

(※これ以降に記載した「協働」は、下線部分で表す協働の概念を意味する。)

2 協働の目的と効果

協働の目的は、地域の課題を解決するために市民と市が互いの得意としている分野を確認し、新たな領域の取り組みを展開することです。互いの得意な分野で取り組むため、一層充実した事業や市民ニーズに合ったきめの細かいサービス提供ができ、市民の住みよいまちをつくることができます。

地域の課題に協働して取り組むことで、市民、事業主体である市民活動団体等と市にとって、さまざまな効果が発生します。(表1)

【表1】市民、市民活動団体等、市にとっての協働効果を整理した表

◆市民が得られる効果 ○ ニーズに合ったきめ細やかで柔軟なサービスが受けられます。 ○ 市民活動団体等の活動が活発化することで、新たな市民参加の機会が生まれます。 ○ 自らのニーズを、まちづくりの課題として新たに反映していく機会が生まれます。
◆市民活動団体等が得られる効果 ○ 市が持つ情報や調査力を活用することができ、自ら掲げる使命をより効率的・効果的に実現することが可能となります。 ○ 市民活動団体等に対する市民・市の理解や評価・知名度が高まり、活動領域を広げるきっかけとなります。 ○ 事業企画、報告などの能力が向上し、組織基盤や組織運営が強化されます。
◆市が得られる効果 ○ 市民活動団体等の特性を活かした協働事業を実施することで、より市民ニーズに合った公共サービスの提供が可能となります。 ○ 現行の事業の見直しが図られ、行政サービスの効率化が進みます。

3 協働の原則

市民活動団体等と市は協働を進めていく上で、互いの能力が発揮できるよう次に掲げる共通の原則を確認していく必要があります。

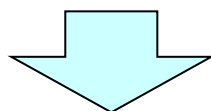
★STEP 1 ～基本的な事項～

(1) 対等の原則 --- ともに進める意識づくり ---

互いが対等の関係であること、まちづくりのパートナーであることの意識を強く持つことが必要です。

(2) 公開の原則 --- 積極的な情報の公開と共有化 ---

互いに説明責任を果たし、協働について市民全体の理解を得るように努めることが必要です。また、協働の過程や結果等について積極的な情報の公開に努めることが必要です。



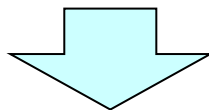
★STEP 2 ～計画検討における事項～

(3) 協議の原則 --- 話し合って理解を深める ---

互いが積極的に話し合いの場を持つことで、協働の可能性や協働事業の場の拡大等が図られます。特に、市からの積極的な話し合いの場の設定や情報の提供が必要です。

(4) 相互理解の原則 --- 役割分担の明確化 ---

互いの立場や特性を理解し、尊重した上で、果たす役割や責任分担等を明確にして協働の取り組みを行っていくことが必要です。



★STEP 3 ～事業推進における事項～

(5) 目的共有の原則 --- 同じ目的に向かって ---

協働事業の目的を共有することで、具体的な役割や内容が明確になり、円滑な取り組みを進めることが可能となります。

(6) 時限性の原則 --- 協働効果の確認 ---

協働事業について一定の時期に客観的に結果を評価し、協働を継続するか否か等を検証していくことが必要です。

4 協働の形態

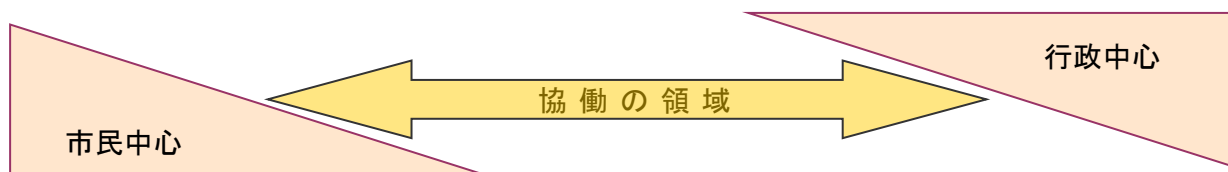
協働はさまざまな形態で進めることができます。事業主体や事業内容によって、最も効率的、効果的に事業が実施できるよう、協議しながら形態を選択していくことが重要となります。

これまで市は、「委託」、「共催」、「実行委員会」、「補助・助成」「事業協力」などの形態をとりながら、さまざまな団体と連携を図ってきました。

今後、協働を進めていく上では、これまでの形態について協働の効果や特性が発揮されるよう見直し、また「政策提案」などの新たな形態の採用も含めた検討が必要となります。

【表2】協働の形態と領域の区分図

市民主体	市民主導	市民・行政	行政主導	行政主体
市民が単独で自主的に行う活動	市民が主体で行政が支援する活動	市民と行政が対等に協働して行う活動	行政が市民の協力を得て行う活動	行政が単独で行う活動
【具体例】 ・私益な活動 ・親睦活動 ・特定の価値観を普及する活動	・地域自治活動 ・地域活性化事業 ・地域課題の発掘 ・地域イベント	・地域ごとにきめ細やかな対応が必要なもの（高齢者の生活支援、子育て支援等） ・地域社会と密接な連携が必要なもの（防犯、防災、環境保全等） ・イベント、まつり	・審議会等への参画 ・行政計画策定参画 ・公の施設の管理、運営 ・パブリック・コメント ・アンケート調査	・許認可、行政処分 ・公権力の行使（税の賦課等）
【協働の形態】	補助、助成 後援 事業協力	共催、実行委員会 協働委託※1 アドプト制度※2	委託 政策提案※3 事業協力	



※1 協働委託＝NPOと行政が対等の立場で事業を実施するための形態

※2 アドプト制度＝アドプトとは英語で「養子縁組をする」ことを意味します。アドプト制度とは公共財（川や道路など）を自分たちの養子にみ立て、養親である地元の市民の皆さん、企業等が定期的に清掃活動などを行うボランティア活動です。「地元の公共財を地域で引き受ける」制度です

※3 政策提案＝行政計画等施策の方針や方策について提案すること

第3章 協働の現状と課題

1 協働意識の現状と課題

協働を進めるには、市民も市もまず協働について理解し、その必要性を互いに認識し合うことが重要となります。そのためには市民と市、それぞれの協働に関する理解や意識の現状を把握し、対応を図っていく必要があります。しかし、協働について独自の調査は行われていないことから、全市的な調査である「第11回市民意識調査（平成27年1月実施）」における該当部分の回答結果から考察します。

(1) 協働意識の現状

① 協働に関する市民の意識

協働を進める前提として、一人でも多くの市民が地域活動やボランティア活動など、社会的な活動へ積極的に参加していく意識を持つ必要があります。



市民意識調査の地域活動やボランティア活動への参加状況の結果は、地域活動においては3割を超える方が参加には消極的、ボランティア活動においては7割の方が参加したことがないと回答しています。この回答結果から、今もなお市民の社会参加の実態は高い状況にあるとは言えません。

また、今後のボランティア活動への参加意向についても、「参加しない」「わからない」と回答された方が5割程度という結果になっています。同様に、協働推進に関する取り組みを優先すべき施策だという回答も上位となっていません。

以上のように市民意識調査の回答結果から、協働の推進に関してまだまだ市民に理解されていないことが伺えます。

しかし、市内で行われているさまざまな催し物や講座、各種講演会などには積極的な市民参加の状況が見受けられることから、現時点では生活に直結する他の施策と比較して優先度は低いものの、市民の社会参加の意識は徐々に高まりつつあると考察できます。

② 協働に関する市の取り組みと職員の意識

第5次入間市総合振興計画をはじめ、現在、市が策定しているほとんどの計画書には、「市民との協働」や「協働による各種事業の推進」を採りあげていることから、市の政策的な課題として、協働ははっきりと認識されているといえます。

しかし、協働のとらえ方が未だに職員によって大きな差があり、日常の業務において協働事業を推進していこうとする職員の意識は、総体的に見てまだ高いといえる状況ではありません。

(2) 協働意識の向上に関する課題

入間市では、協働ガイドライン策定後、多くの事業について市民と市が協働で実施してきましたが、今後もさらに「協働」を推進していくためには、市民、市それぞれに次の点を改善することが課題としてあげられます。

まず、市民側の課題として、地域的な活動を含め主体的に社会活動に携わる市民が現状では限られており、今後も市全体で協働事業を進めていくには、「自分たちのまちは自分たちでつくる。」という意識を高めていかななくてはなりません。市民がまちづくりの主役としての意識を持ち、さまざまな事業や施策の実施を行政とともに支えていく市民が一人でも増えるよう、積極的な取り組みを行う必要があります。

次に、市側の課題として、未だに協働に関する意識が低い職員がいます。政策的な視点では協働推進を重要な課題としてとらえているため、協働意識の醸成を図り、協働を組織の中にしっかりと根づかせていかななくてはなりません。

今後、協働を進め、まちづくりに活かしていくには、実際に協働を進めていく指針として、その方向性を示す協働ガイドラインの周知や、市民提案型協働事業の充実を図り、具体的な協働のイメージを示しながら市民、市職員ともに意識の向上を図る必要があります。

2 協働事業の現状と課題

入間市における協働は、「元気な入間」のまちづくりとして進められてきました。平成12年度に検討が開始されたこの動きは、平成13年度の都市宣言の発信を受けて平成14年度から本格化し、平成16年度の「元気な入間まちづくり条例」の制定を経て現在に至っています。

この間、協働推進の拠点施設として「入間市市民活動センター」が開設され、また市民活動の促進と協働を支える中間支援組織として「まちづくりサポートネット元気な入間」（平成23年法人化）が活動を開始し、市民や市民活動団体等に向けた相談や講座等の各種事業や団体のサポートを行うなど、着々と協働を進めていく環境は整備されてきました。

平成２２年度からは、市民と市がそれぞれ主体的な立場でお互いに知恵を出し合い、公共的な課題の解決に向けて取り組む「市民提案型協働事業」をスタートさせ、多くの事業を実施してきました。この他にもさまざまな公共的な事業が、市民と市の連携により実施されており、そうした事業は委託や共催というような市との関わり方の形態別にとらえることができます。しかし、実施されている事業の中には、市からの依頼や条件の提示が先にあり、現実的には市中心で実施されてきた面が強く見受けられます。今後も協働の視点からさまざまな事業を進めていく姿勢が大切です。

すでに、市の政策として協働の推進は重要な課題としてとらえています。今後も市民、市それぞれが協働の意義、目的をきちんと理解し、協働がまちづくりの力強い手法であることを十分に認識する必要があります。また、市民参画のもと市の施策や事業の一層の充実に取り組むことが求められます。



第4章 入間市の目指す協働

1 協働基本方針

協働の推進にあたり、市民と市は互いに理解を深め尊重し、まちづくりに対する意識の共有に努め、力を合わせ、よりよいまちづくりの実現に向けて取り組みます。そして、協働基本方針を次のとおり定めます。

協働基本方針…「協働でともに進めるまちづくり」

2 市民と市、ともに目指す協働

協働を推進するには、入間市のまちづくりの基本的な方向を確認しておく必要があります。「元気な入間まちづくり基本条例」の精神を市民生活や市政に浸透させ、市民と市がともに目指す協働の方向性を次のとおり設定します。

(1) 基本的な事項

「元気な入間まちづくり基本条例」に規定される基本理念を理解しながら協働を進めます。

また、市民と市が同じテーブルに着きまちづくりについて気軽に話し合える場を互いの力で設定し、まちづくりに関する課題を「なぜ、何のために、誰のために」という視点から整理し、共有する環境づくりに努めます。

公共的な課題に関しては市民への積極的な情報開示を進め、情報の共有化を徹底するとともに、課題の解決に向けて、市民と市それぞれの役割を明確にしていきます。

(2) 市民の進める協働

市民は、「公共的な課題は市役所まかせ」といった意識を捨て、市民自らがまちづくりに何ができるかを考え、みんなで解決する意識を市民間で共有していきます。

そのために市民は、公共的な活動へ積極的に参加するとともに、必要に応じて市役所に提言や提案を行うなど市と一緒にまちづくりを進めるよう努力します。市民活動団体等は目的意識、専門性、企画力、経営力を持った自立した組織運営を進め、公共的な活動を市とともに実践していけるよう自らの能力の向上に努めます。

また、協働を進めるため、市民主体で運営する中間支援組織が行う活動の支援に取り組みます。

(3) 市の進める協働

市は、市職員と市民活動団体等が互いの立場や特性を認め合い、協働して課題解決に取り組む意識づくりに努めます。

また、市役所内の組織連携を強化し、横並び、縦割り、前例主義といったこれまでの市職員の意識改革を図ります。

公共的な課題に市民が取り組む際に、コーディネート役となる担当部署は、市の窓口としてしっかりと市民、市民活動団体等の声を聞き、その活動を支援していきます。

3 協働推進の施策大綱

ここでは、協働推進の基本方針である「協働でともに進めるまちづくり」の実現に向け、次の3つの施策大綱を定めます。

(1) 協働意識の高揚

あらゆるケースを通じて協働の可能性を探り、事業実施に結びつけられるよう市民と市それぞれの協働意識の高揚に取り組みます。

(2) 協働推進の環境整備

協働事業を行う場の確保、人材の育成、情報の公開など、事業実施が可能となる環境を整備します。

(3) 協働推進体制の整備

市民と市、どちらからでも柔軟かつ容易に協働事業に取り組み、円滑に協働事業を実施していける推進体制を整備します。

第5章 協働を推進するための取り組み

1 協働意識の高揚

協働を推進するには、市民と市職員の双方が意識改革するような取り組みが必要です。

職員は、協働が入間市のまちづくりの基本として総合振興計画に位置づけられており、市民がまちづくりのパートナーであることをしっかりと認識する必要があります。

また、市民は協働に取り組む学習や活動の経験を重ねていくことが大切です。

(1) 協働によるまちづくりを進める職員の養成

市民との協働による「元気な入間」のまちづくりを推進していくためには、市民ニーズを的確に把握し、幅広い視野を持ち、まちづくりを進める行動力のある職員が求められます。

協働の担当者が変わっても、組織内の役割分担や横断的な連携が確保されるよう、協働に関する職員研修を実施し、職員が協働のあり方を適正に判断できるように努めます。

◆ 取り組み方法

- 協働推進についての意識を高めるための研修の実施
- 職場体験、職場研修における協働意識の醸成
- 協働推進員の育成、配置

(2) 市民の学習機会の充実

市民及び市民活動団体等が、公共サービスを担うまちづくりの一員として協働事業を推進するには、その役割と責任を持つことが大切です。市民が各種の行政計画や政策課題を学習する場を設置します。

◆ 取り組み方法

- 協働事業推進の基礎とする施策説明機会の設定
- 協働に関する講演会やワークショップなどの学習機会の提供

2 協働推進の環境整備

協働は、市民の一人ひとりが自らの責任を自覚し、自らの意思でまちづくりに積極的に参加し、その特性を活かし、市と協力しながら事業を担い、成果を挙げていくことが求められます。

協働推進の環境整備として、市民提案型協働事業の推進や協働の場の確保、人材育成はもとより、まちづくりに関する情報の公開と共有化により、市民と市のパートナーシップをより密接にしていくことが求められます。

(1) 市民提案型協働事業の推進

複雑化・多様化する地域の課題や地域住民のニーズに対して、市民活動団体等と市が互いに知恵を出し合い協働で事業を実施していくことが必要です。地域の課題解決、市民サービスの向上を図り、市民が主役のまちづくりの推進と市民のニーズに合った公共サービスを提供していきます。

◆ 取り組み方法

- 団体が提案した事業に要する情報提供、情報発信、人的支援、経費等への支援

(2) 協働の場の確保

協働を広く展開するには、地域に密着した協働の場を確保することが必要です。協働の場は、市民と市が協働して活動を行う場であると同時に、協働の気づきの場として積極的に活用していきます。

◆ 取り組み方法

- 市民活動センターの機能充実
- 既存の公共施設を活動の拠点施設として提供
- 協働の仕組みによる柔軟な施設運営の検討

(3) まちづくりの人材育成

協働事業を多分野に展開するには、有能な市民リーダーが必要です。あらゆる分野において、まちづくりの専門的知識を持った市民と市の連携を深め、まちづくりの担い手を育てていきます。

◆ 取り組み方法

- 生涯学習によるひとづくり・まちづくりの展開
- 協働による『ボランティア講座』、『意識向上のための学習会・研修会』などの開催
- 協働コーディネーターの育成

(4) 情報の公開と共有

市民と市は、コミュニケーションを活発にし、互いに理解し合い、情報を共有していることが重要です。

公共的な課題や地域の課題、市の事業展開と市民の活動動向、また協働施策及び事業等の情報をさまざまな手段を通じて共有化していきます。

◆ 取り組み方法

- インターネット、SNS※、広報紙等、さまざまな媒体を活用した協働事業に関する情報の発信
- 市民が気軽に情報を収集提供できるシステムの整備

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス

3 協働推進体制の整備

協働を推進するには、現状の市の組織体制を点検し、一層の柔軟性・迅速性の機能を持たせることが必要です。

また、市民・NPOの市民活動団体等の支援体制を整備し、従来の組織・活動の枠にとらわれないネットワークなどを通じて、協働事業を推進することが重要です。

なお、各施策の進行にあたっては、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」のPDCAサイクルを繰り返し行うことで、施策の効果を着実なものとし、本ガイドラインの実効性を高めます。(図5)

(1) 市の総合窓口の充実

市民や市民活動団体等の相談に適切に対応し、市役所内の調整が円滑にできるよう総合窓口の充実を図ります。

◆ 取り組み方法

- 協働に関する市の総合窓口の充実

(2) 市役所内の連携体制の充実

市役所内の協働推進の徹底や協働事業の成果の共有を図るため、関連各課の連携体制の充実を図ります。

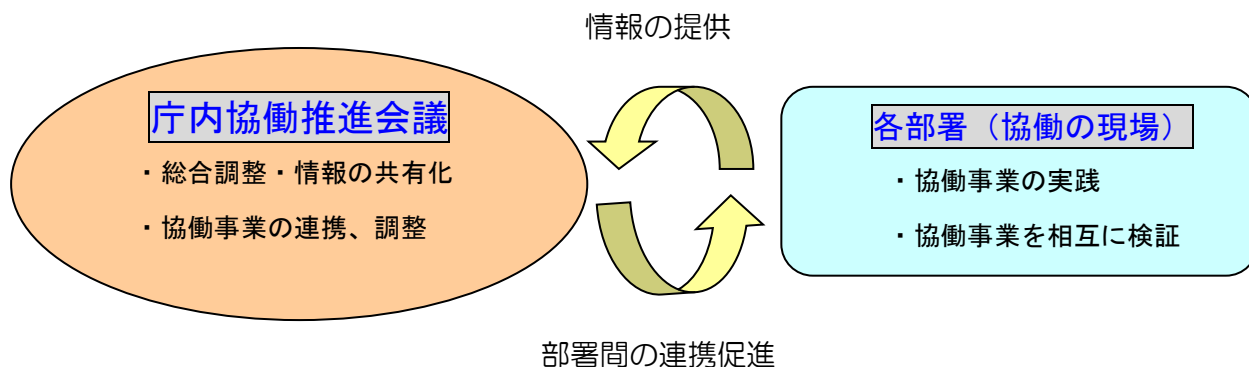
◆ 取り組み方法

- 協働の推進を全庁的に取り組む組織「庁内協働推進会議」の開催

※ 会議では、各部署で取り組む協働事業の情報を集約・共有化し、協働事業間の連携・調

整、方針の徹底を図る。市全体の協働推進の総合調整や、職員の意識改革等の取り組みを主導し、協働事業の成果や検証の情報に基づき、以後の協働事業へ反映させる。

【図4】市役所内の連携体制図



（3） 中間支援組織

協働を推進する中では、市民活動団体等の支援、市民活動団体同士または市と橋渡しの役割（中間支援機能）を担う組織の存在が重要です。

中間支援組織は、人材の確保、資金の調達方法、更には組織運営方法などのノウハウを市民活動団体等へ提供し、協働事業に取り組む団体の底力アップを支援します。

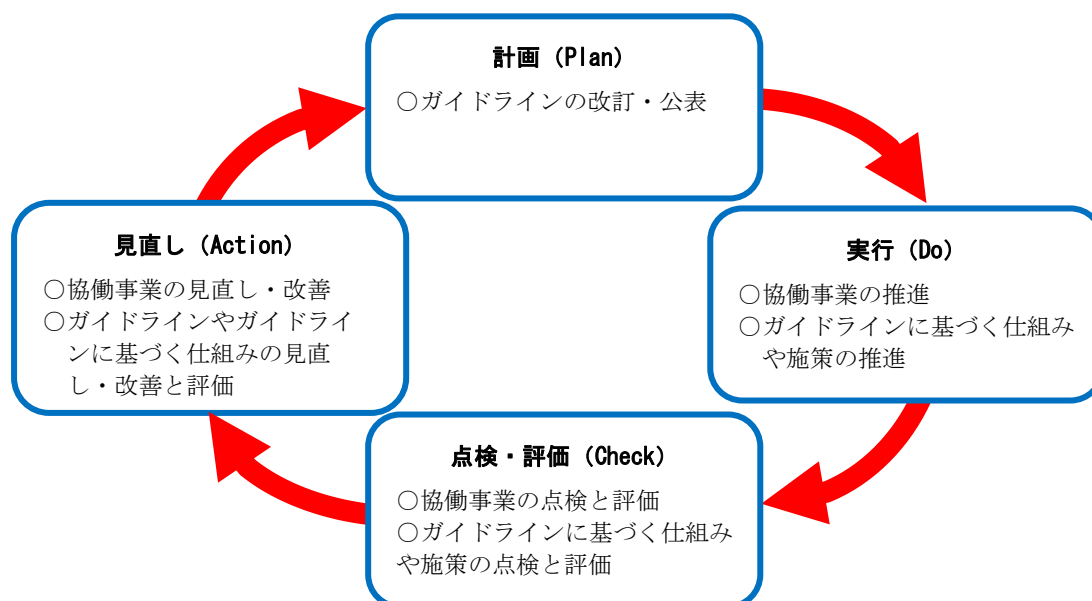
◆ 取り組み方法

- 中間支援組織「NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間」の機能の充実

※ 充実を図る機能

- ① コンサルティング機能
- ② コーディネート機能
- ③ 調査・研究機能

【図5】協働を進めるためのPDCAサイクル



おわりに

この協働ガイドラインは、市民と市の協働を進める基本的な方針を示したものです。具体的に施策を進めていくにあたっては、社会の変化などを見極めるとともに課題の内容やそれを取り巻く状況に応じて、市民と市が役割を果たしながら協働に取り組むことが不可欠です。

今回の改訂は、現時点の状況を念頭に置いて作成したものであり、今後、協働の成果が蓄積していく中で、新しい視点を加えながら必要に応じて見直していく必要があると考えます。

協働の積み重ねを通じて、市民と市が協働のあり方を十分理解し、様々な協働が生まれ、地域社会の課題解決へとつながることを目指します。

● 「元気な入間」都市宣言

「元気な入間」都市宣言 平成 13 年 11 月 3 日

市民宣言

ひとがまちをつくり ひとがまちをそだてる
元気なまち入間
今を生きる私たちは
知恵と勇気を出し 力を合わせながら
未来へ継(つな)ぐふるさとづくりに
汗を流すことを ここに宣言します

市長宣言

生き生きとした自然がある
生き生きとしたまちがある
生き生きとした人々がいる

入間市は 一人ひとりの元気を応援し
一人ひとりの元気を集め
未来(あす)の市民へ「元気な入間」を贈ります

一人の百歩より万人(ばんにん)の一步から

入間市は市民が主役の元気なまちづくりを
目指します



元気な入間まちづくり基本条例

目 次

第1章 理念（第1条～第4条）

第2章 実現の方策（第5条～第7条）

第3章 方策の運用方法（第8条・第9条）

第4章 実効性の確保（第10条）

附則

私たちのふるさと入間は、まちを愛する多くの人たちによって刻まれた歴史とはぐくまれた文化を受け継ぎながら、今日を迎えています。

社会が大きく変化し、市民主役のまちづくりが問われている今、私たちは、このふるさと入間の歴史と文化を大切にしつつ、自分たちのまちは自分たちでつくるという積極的な姿勢で、これからのまちづくりを推進しなければなりません。

この気持ちを、私たちは21世紀を迎えた年に元気な入間都市宣言として発信しました。これは市民自らがまちづくりに積極的に参加することで、「生き生きいるま 人・まち・自然」を合言葉に、人を育て、まちを生き生きさせ、自然を守りぬくことを市民と市長が互いに宣言したものです。

ここに、私たちは、都市宣言の理念をもとに、市民と市が協働して、「元気な入間」という新しい価値を創造していくために、元気な入間まちづくり基本条例を制定します。

第1章 理念

（目的）

第1条 この条例は、元気な入間都市宣言を受けて、市民と市との協働によるまちづくりの理念、実現の方策とその運用方法及び実効性の確保に関する基本的事項を定めることにより、元気な入間を実現することを目的とします。

（基本理念）

第2条 元気な入間は、市民の参加と市民と市との協働により、市民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと実感できる、きらりと光る入間らしさがあふれています。

2 元気な入間は、老若男女それぞれが日々の暮らしを豊かにするために学び、体験することを通して健康で笑顔あふれる人が育っています。

3 元気な入間は、安全と安心が実感でき、昔からの入間の文化を大切に、新しい入間の文化を育てる魅力あるまちです。

4 元気な入間は、緑と水に恵まれた入間の自然を愛し、大切に、守り、育て、未来へ継承しています。

（市民の役割）

第3条 市民は、元気な人間を実現するために責任ある参加と協働に努めます。

（市の役割）

第4条 市は、元気な人間の実現にかかわる基本的な施策の実施及び市民の活動の支援に努めます。

第2章 実現の方策

（市民の参加のための環境づくり）

第5条 市は、市民が元気な人間の実現に関心を持ち、関心を高め、その活動に参加するための環境を整備します。

（市民の活動のための環境づくり）

第6条 市は、市民が元気な人間の実現にかかわる活動を起こし、はぐくみ、発展させるための環境を整備します。

（市民と市との協働のための環境づくり）

第7条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と協働にかかわる適切かつ効果的な仕組み及び方法を市民とともに検討し、協働のための環境を整備します。

第3章 方策の運用方法

（推進体制）

第8条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と活動を推進するための拠点を整備します。

2 市民と市は、共に元気な人間の実現のために推進組織を置き、その維持、継続及び発展に努めます。

（情報の共有と活用）

第9条 市は、元気な人間の実現のため、施策や事業等に関する情報を分かりやすく積極的に市民に提供し、市民と情報を共有します。

2 市民と市は、元気な人間の実現の過程において得られる経験や情報を、組織的かつ有機的に蓄積し、共有の知的資産として活用します。

第4章 実効性の確保

（自己点検と公表）

第10条 市民と市は、元気な人間の実現にかかわる取組みについて自己点検し、定期的に適切な方法で公表します。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。